

高千穂町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

高千穂町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年に通学路において関係機関と連携し緊急合同点検を行い、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「高千穂町通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置する。

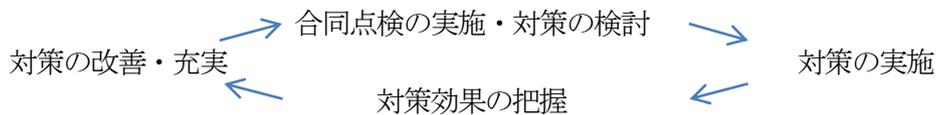
- ・高千穂警察署・西臼杵支庁土木課・高千穂町建設課・高千穂町教育委員会・対象小中学校

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図る。これらの取組をPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図る。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 定期的な合同点検

①合同点検実施時期等

- ・1年に1回合同点検を実施する。

②合同点検の体制

- ・通学路安全推進会議で合同点検を行う。小学校の担当者は合同点検前に危険箇所等の調査を行い、教育委員会に報告する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備・防護柵設置等のハード面の対策、及び交通規制・交通安全教育等のソフト面の対策を箇所ごとに具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各学校が毎年抽出する危険箇所数の変遷、及び保護者へのアンケートの実施等、対策効果の把握をする。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、対策一覧表を作成し公表する。